

# 農村社会における男女共同参画の推進について

1. はじめに
2. 男女共同参画社会形成の推進体系について
3. 男女共同参画に係る一般的な現状について(参画白書データ)
4. 農山漁村における女性の状況について
5. 農業関係組織における女性登用の現状等について(九州管内データ)
6. おわりに

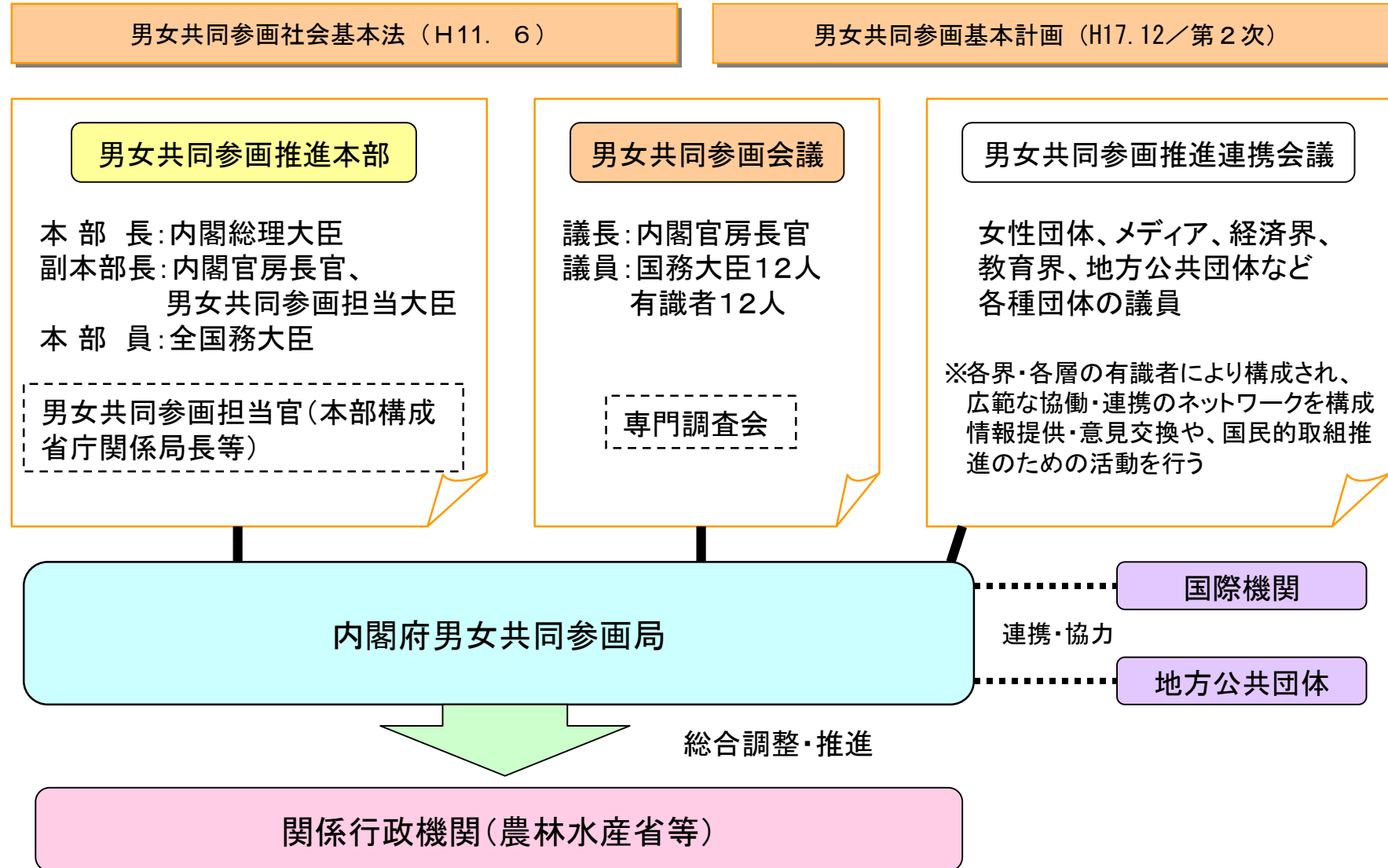
**九州農政局生産経営流通部経営支援課**

## 1. はじめに

平成21年は、男女共同参画社会基本法の公布・施行(平成11年(1999年)6月23日)から10年、女子差別撤廃条約(正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」)の採択(昭和54年(1979年)12月18日)から30年にあたります。このような節目の年にあたり、農林水産省としても、世代や性別を超えて、広く皆様のご理解をいただきながら、新たな取組も含め、農山漁村における男女共同参画社会の実現に向けてさらなる取組を推進してるところです。

男女共同参画社会基本法のもとに、概ね5年を期間とする男女共同参画基本計画が策定されてきており、現在は、平成22年度末までに実施する具体的施策の内容を示した第2次基本計画に沿って取組が進められていますが、本日は、データをお示ししながら、そうした取組の現状等についてご説明し、特に、農業就業人口において女性が過半を占めて、農業や農村地域の活性化に重要な役割を果たしている状況にある中、それぞれの能力が十分に発揮される環境整備に向けた意識の醸成や行動の発展につながることを期待するものです。

## 2. 男女共同参画社会形成の推進体系について



# ＜農林水産省における男女共同参画推進の体系＞

男女共同参画社会基本法（H11. 6）

男女共同参画基本計画（H17.12／第2次）

農林水産省男女共同参画推進本部（見直し中）  
・年度活動計画等の策定

食料・農業・農村基本法（H11. 7）

## 第二章 基本的施策

### 第三節 農業の持続的な発展に関する施策 （女性の参画の促進）

#### 第二十六条

国は、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参画する機会を確保することが重要であることにかんがみ、女性の農業経営における役割を適正に評価するとともに、女性が自らの意思によって農業経営及びこれに関連する活動に参画する機会を確保するための環境整備を推進するものとする。

食料・農業・農村基本計画（H17.3／第2次）

## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 2. 農業の持続的な発展に関する施策

#### （2）人材の育成・確保等

##### イ 女性の参画の促進

農業就業人口の過半を占め、農業生産や農村社会で重要な役割を果たしている女性の農業経営者としての位置付けを明確化するため、家族経営協定の締結の促進や女性認定農業者の拡大等を促進する。**また、農協の女性役員、女性農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた普及啓発等を推進する。**

さらに、女性の農業経営や地域社会への一層の参画のための環境整備として、女性の起業活動を促進するための研修等の実施を推進するとともに、女性の活動や子育て期等の負担軽減を支援する情報提供等の推進、女性農業者によるネットワークづくりを促進する。

## 男女共同参画社会基本法(H11. 6)

第一条(目的)・・・(略)

第二条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 **男女共同参画社会の形成** 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

**第三条(男女の人権の尊重)**

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

**第四条(社会における制度又は慣行についての配慮)**

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**第五条(政策等の立案及び決定への共同参画)**

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

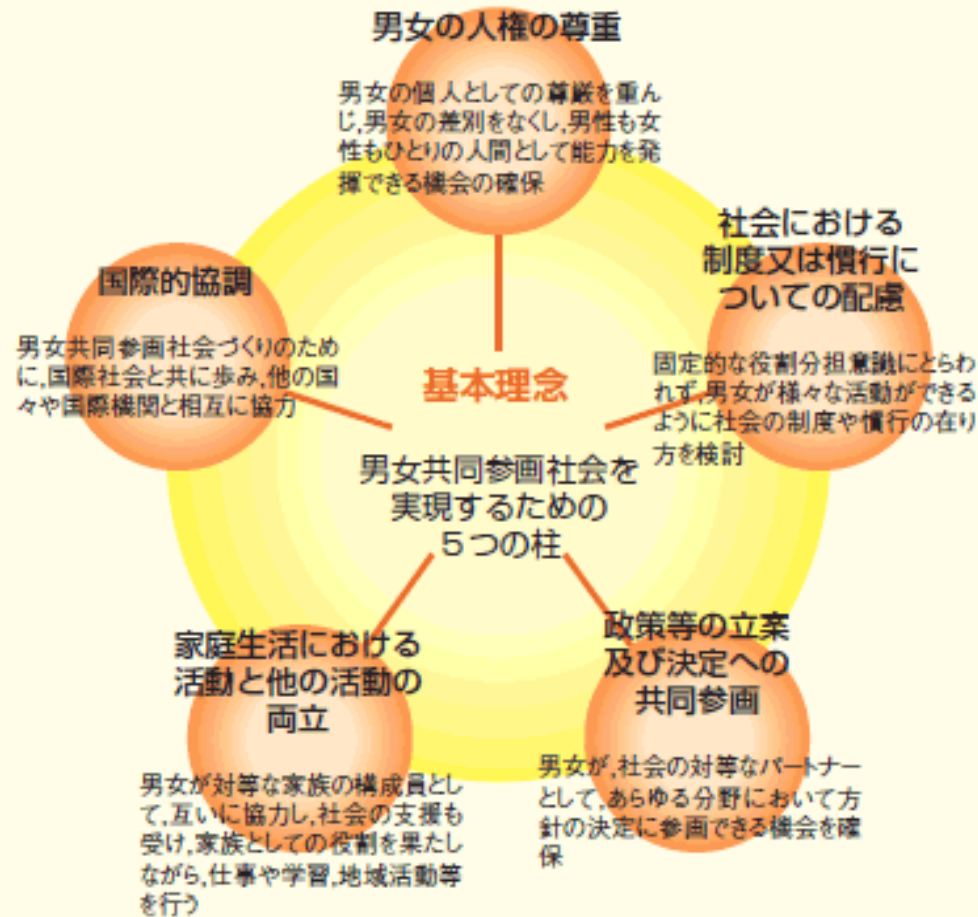
**第六条(家庭生活における活動と他の活動の両立)**

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**第七条(国際的協調)**

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

第1-特-1図 男女共同参画社会基本法の概要



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- 積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- 基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- 地域の特性を活かした施策の展開

国民の責務

- 男女共同参画社会づくりに協力することが期待されている

## 男女共同参画基本計画(H17.12／第2次)

### 【計画の対象期間】

施策の基本的方向…平成32年(西暦2020年)までを見通した, 長期的な施策の方向性  
具体的施策……………平成22年(西暦2010年)度末までに実施する具体的な施策

### 【計画の構成】

#### 第1部 基本的考え方


- 1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等
- 2 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項

#### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し, 意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

#### 第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化
- 2 国の地方公共団体, NPO, NGOに対する支援, 国民の理解を深めるための取組の強化
- 3 女性のチャレンジ支援



2020年までに  
指導的地位に  
女性が占める割合を  
少なくとも30%程度に

#### 4 活力のある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

- (1) あらゆる場における意識と行動の変革
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- (3) 女性の経済的地位向上と就業条件・環境の整備
- (4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
- (5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

#### (2)にかかると具体的施策として

農業協同組合、森林組合及び漁業共同組合等の女性役員、女性の農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた定期的なフォローアップの強化、普及啓発等を推進する。また、指導農業士、女性農業士等農山漁村女性リーダーの育成を図るとともに、土地改良区、集落営農等における意思決定過程への女性の参画を進める。

「女性の参画加速プログラム」－多様性に富んだ活力ある社会に向けて－  
平成20年4月8日 男女共同参画推進本部決定

女性の社会参画、特に意思決定過程への参画は遅れており、国際的にみても低水準という現状

意識の改革

一体的な推進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実

平成22年度までの具体的取組

(1)あらゆる分野における女性の参画加速のための基盤整備

- ・各界トップ層への戦略的な働きかけ(機会を捉えた要請)
- ・女性の人材育成、能力開発・発揮
- ・積極的な取組に対する評価・好事例提供
- ・男女の社会における活動の選択に中立な社会制度の検討
- ・実態把握及びフォローアップの充実

(2)活躍が期待されながら女性の参画が進んでいない分野についての重点的取組 → 成果の他分野への波及

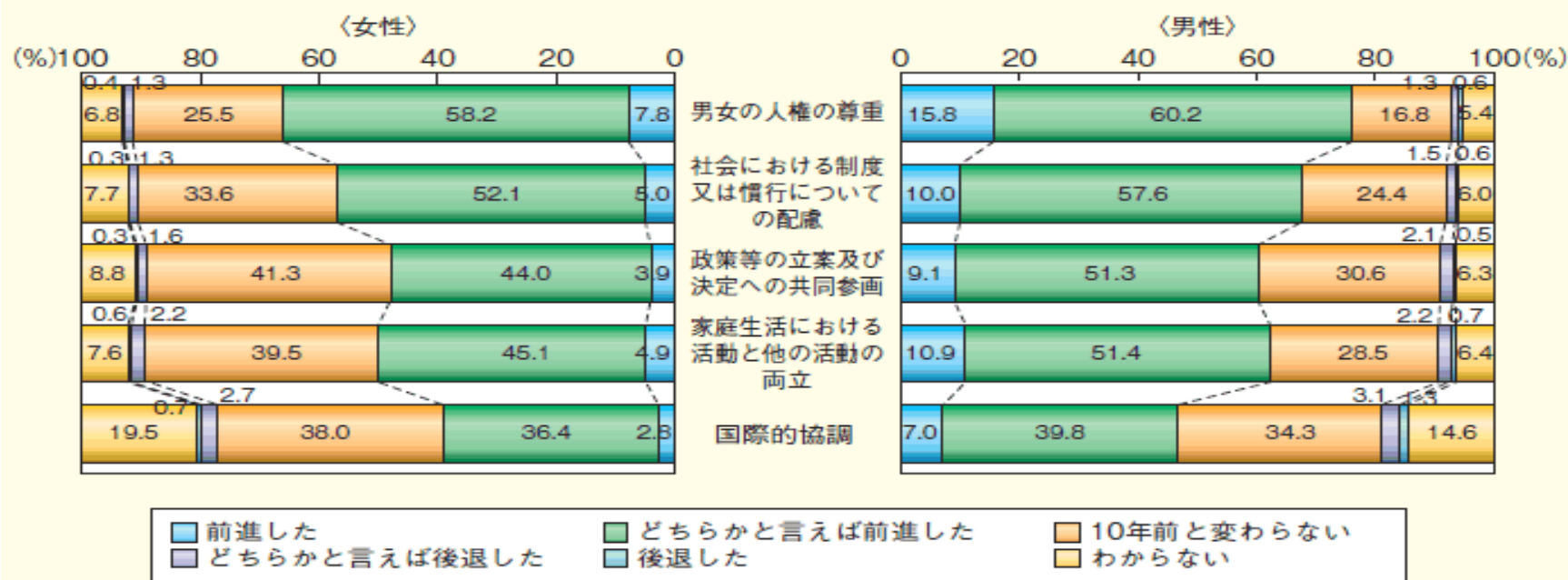
- ・女性医師
- ・女性研究員
- ・女性公務員

目標達成

「社会のあらゆる分野において、2020年までに女性の指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度に」

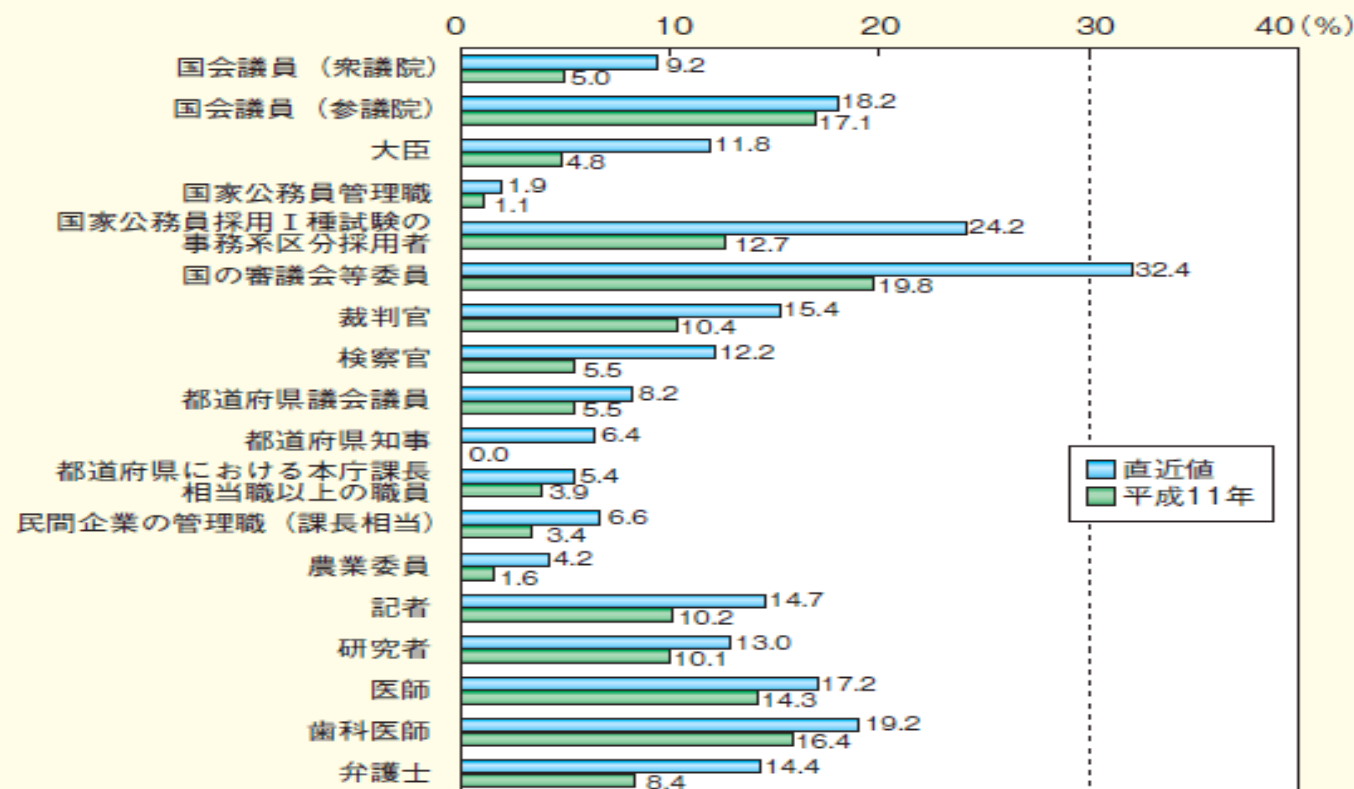
### 3. 男女共同参画に係る一般的な現状について(参画白書データ)

第1-特-8図 男女共同参画社会基本法の理念の実現状況についての評価(10年前との比較)(性別)



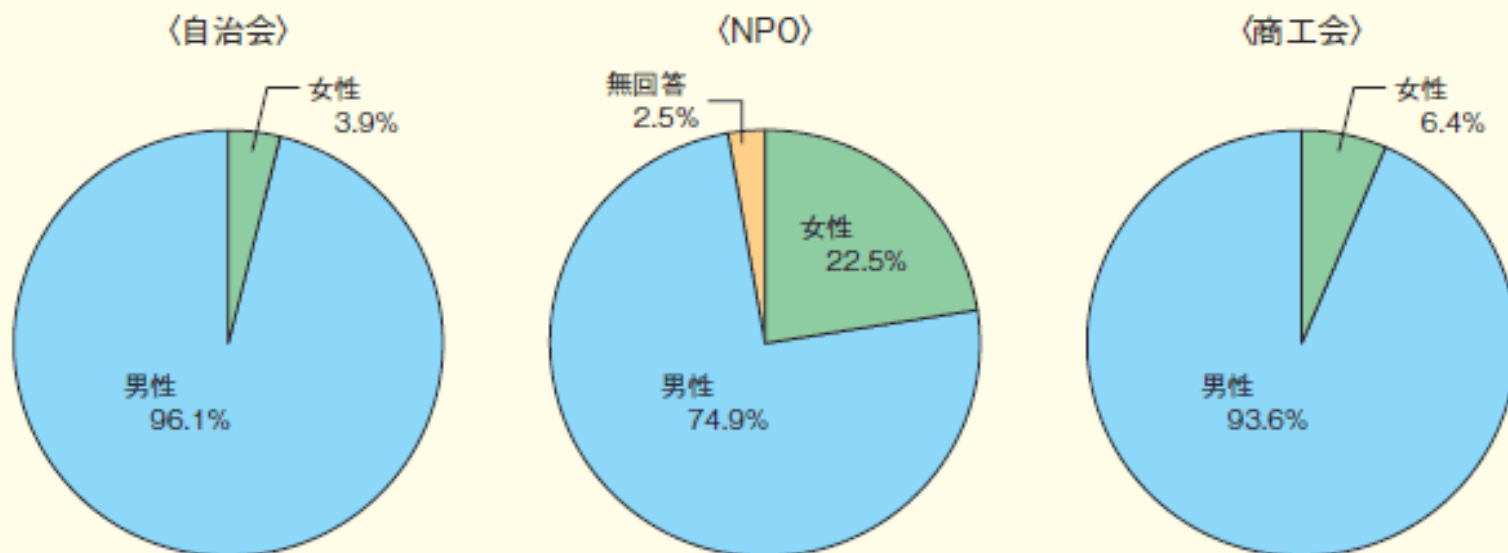
- (備考) 1. 内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」(平成21年)より作成。  
 2. 実際の調査における問いは、「男女共同参画社会を実現するための基本的な理念について、10年前と比較して、社会全体としての現状をどのように感じていますか」であり、各理念については、以下のようにたずねている。  
 ①男女の人権の尊重：男女の差別がなく、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会が確保されていますか。  
 ②社会における制度又は慣行についての配慮：男女間の固定的な役割分担意識にとらわれず、性別にかかわらず様々な活動ができるような社会の制度や慣行となっていますか。  
 ③政策等の立案及び決定への共同参画：男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において重要な方針の決定過程に関わる機会が確保されていますか。  
 ④家庭生活における活動と他の活動の両立：男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等を行えていますか。  
 ⑤国際的協調：男女共同参画社会づくりのために、外国政府やNPO等などと、日本の政府やNPO等が国際的な連携を行っていると思いますか。

第1-特-12図 各分野における「指導的地位」に女性が占める割合（10年前との比較）



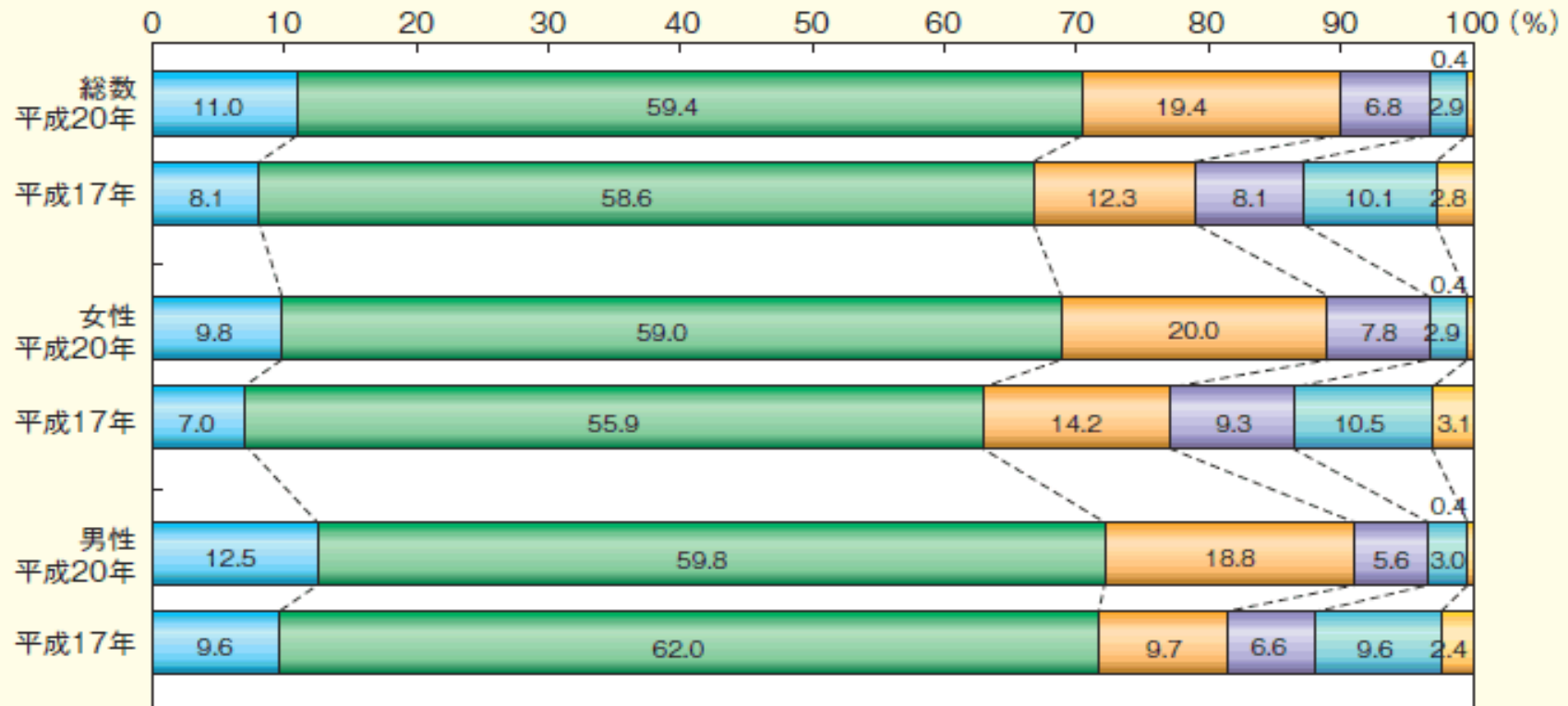
- (備考)
- 「2020年30%」の目標のフォローアップのための指標より。
  - 直近値に関しては、原則平成20年のデータ。国会議員（衆・参）、大臣、都道府県知事については21年5月、国家公務員管理職については19年1月、医師及び歯科医師については18年12月、農業委員については18年10月のデータを使用。
  - 平成11年のデータのうち、医師及び歯科医師については12年12月のデータを使用。
  - 国家公務員採用I種試験事務系区分の採用者の平成11年のデータは、同区分に合格して採用された者（独立行政法人に採用された者も含む。）のうち、防衛庁、国会職員に採用された者を除いた数である。
  - 国家公務員管理職の平成11年のデータは、一般職給与法の行政職俸給表（一）及び指定職俸給表適用者に占める割合であり、直近値はそれらに防衛省職員（行政職俸給表（一）、指定職俸給表及び防衛参事官等俸給表適用者）が加わったものである。

第1-特-55図 自治会、NPO及び商工会における代表者に占める女性の割合



- (備考) 1. 自治会については内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成20年)、NPOについては経済産業研究所「平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究(NPO法人調査)」報告書」(平成19年)、商工会については全国商工会連合会調べ(平成20年)。  
2. 商工会は、全国商工会連合会傘下商工会連合会に占める女性役員の割合。

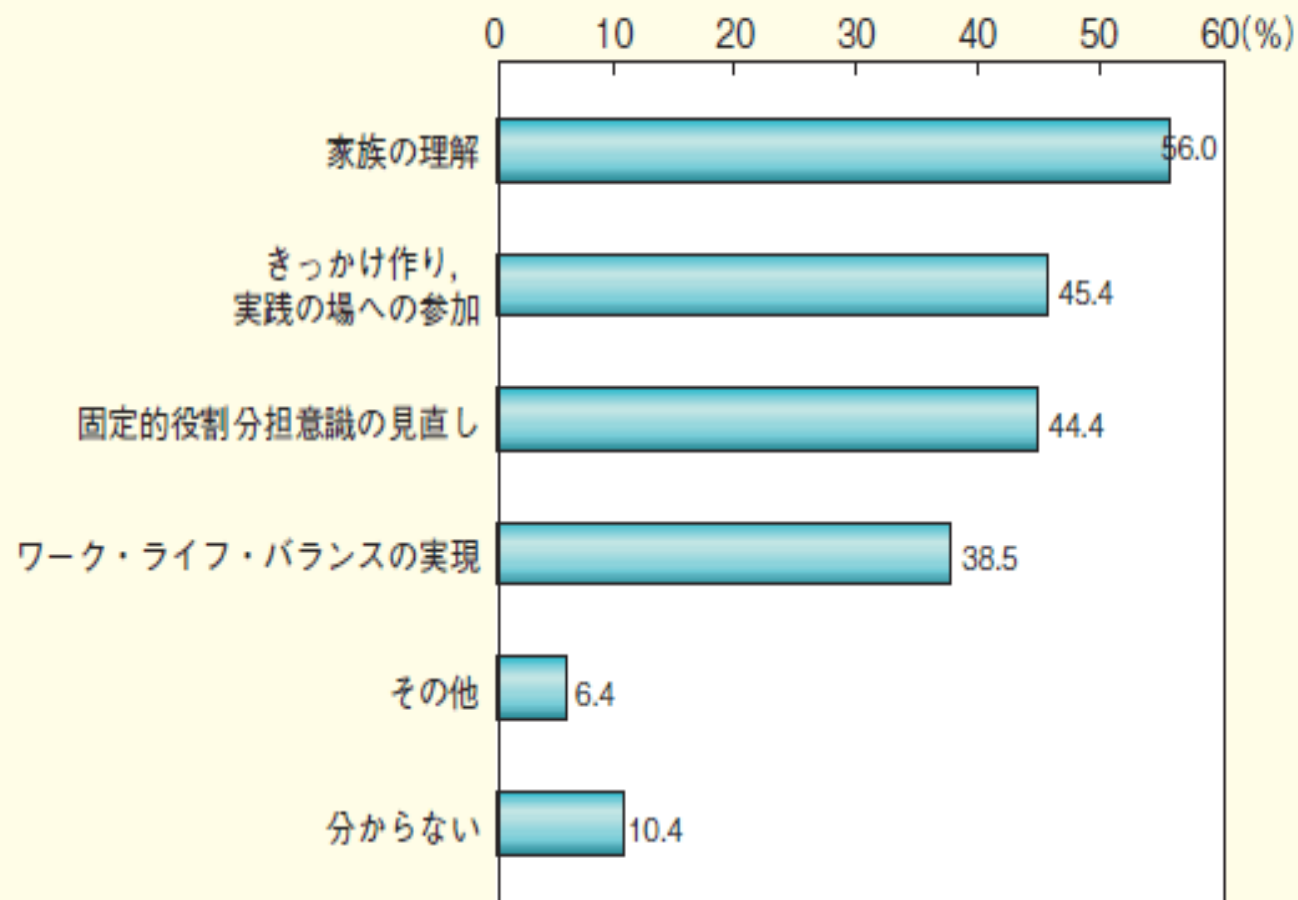
第1-特-57図 地域が元気になるための活動に参加したいと思うか（性別）



- 積極的に参加したい
- 機会があれば参加したい
- あまり参加したくない
- 参加したくない
- どちらともいえない
- わからない

(備考) 内閣府「地域再生に関する特別世論調査」(平成17年)及び「地方再生に関する特別世論調査」(平成20年)より作成。

第1-特-59図 地域社会において女性が活躍するために必要なこと（複数回答）



(備考) 内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」(平成21年)より作成。

## 4. 農山漁村における女性の状況について

### 1 農林漁業就業人口に占める女性の割合

- 女性は農業就業人口の過半を占めるなど、農林水産業の担い手として重要な役割を果たしている。
- 特に農業就業人口では、40～50歳代において約6割を占めている。
- 近年、共同申請の枠組みを活用するなどにより、女性の認定農業者は増加している。

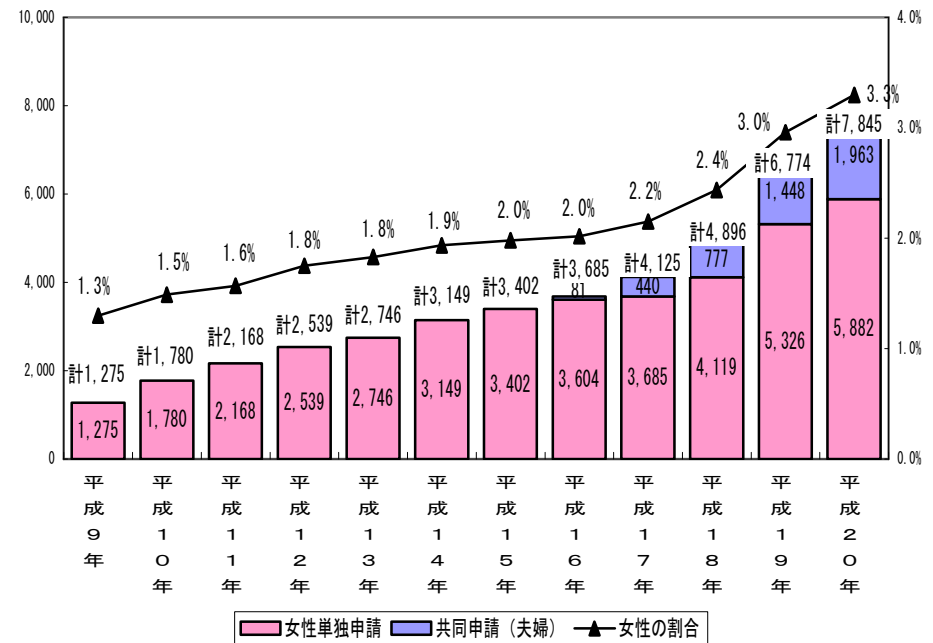
就業人口に占める女性の割合

(単位：千人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
農業就業人口	5,653	4,140	3,891	3,353	3,205	3,119	2,986
うち女性	3,403	2,372	2,171	1,788	1,718	1,668	1,597
女性の割合	60.2%	57.3%	55.8%	53.3%	53.6%	53.5%	53.5%
林業就業人口	108	86	64	47	—	—	—
うち女性	18	14	11	7	—	—	—
女性の割合	16.4%	16.6%	16.8%	15.0%	—	—	—
漁業就業人口	371	301	260	222	212	204	—
うち女性	67	54	44	36	34	33	—
女性の割合	18.1%	17.9%	16.9%	16.3%	16.2%	16.3%	—

資料：農業就業人口・・・農林水産省「農林業センサス」  
 農林水産省「農業構造動態調査」(18年～20年)  
 林業就業人口・・・総務省「国勢調査」  
 漁業就業人口・・・水産庁「漁業就業動向統計年報」

女性の認定農業者数の推移



資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

## 2 政策・方針決定過程への女性の参画の状況

- 農業委員あるいは農業協同組合の役員に占める女性の比率についてみると、増加傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっている。
- 女性の農協役員就任に対する課題として「地域の慣習」「登用体制の未整備」などが高く、依然として女性が参画するための環境が十分に整っていないものと考えられる。また、女性が方針決定の場へ参画したくない等の理由としては、「知識不足」「家事・育児等の負担が大きい」等があげられる。

### 農林漁業者団体の役員等に占める女性の割合の推移

単位：人、%

	H2年	H7年	H12年	H17年	H18年	H19年	H20年
農業委員数	62,524	60,917	59,254	45,379	39,997	38,579	37,456
うち女性	93	203	1,081	1,869	1,682	1,658	1,739
割合	0.1%	0.3%	1.8%	4.1%	4.2%	4.3%	4.6%
農協個人正組合員数	5,537,547	5,432,260	5,240,785	4,997,797	4,931,853	4,877,364	
うち女性	667,468	707,117	746,719	804,583	812,508	853,238	
割合	12.1%	13.0%	14.2%	16.1%	16.5%	17.5%	
農協役員数	68,611	50,735	32,003	22,799	22,035	21,331	
うち女性	70	102	187	438	465	525	
割合	0.1%	0.2%	0.6%	1.9%	2.1%	2.5%	
森林組合役員数				13,094	11,809	11,198	
うち女性				25	30	39	
割合				0.2%	0.3%	0.3%	
漁協個人正組合員数	354,116	317,553	275,715	232,414	225,363	217,516	
うち女性	20,425	18,337	15,655	15,830	15,854	12,767	
割合	5.8%	5.8%	5.7%	6.8%	7.0%	5.9%	
漁協役員数	22,022	20,449	17,974	13,861	12,965	12,029	
うち女性	22	29	43	45	46	45	
割合	0.1%	0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.4%	

資料

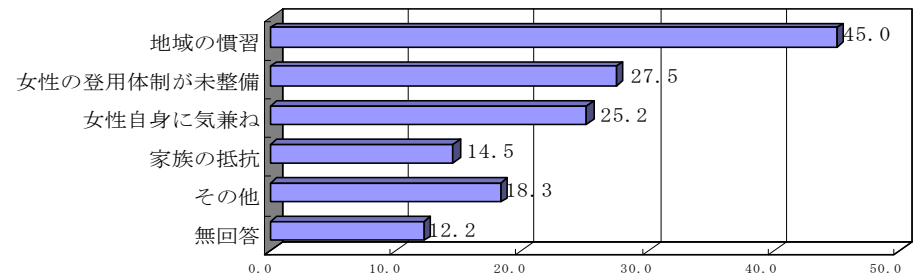
農業委員数については、農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査」。農協個人正組合員数及び農協役員数については、農林水産省「総合農協統計表」。森林組合役員数については、林野庁「森林組合統計表」。漁協個人正組合員数及び漁協役員数については、水産庁「水産業協同組合統計表」。注) 農業委員については、10月1日現在。

農協、森林組合及び漁協については、事業年度末現在。

森林組合役員の平成2年度、7年度、12年度については、女性役員のデータなし。

### 女性の農協役員就任に対する課題（複数回答）

単位：%

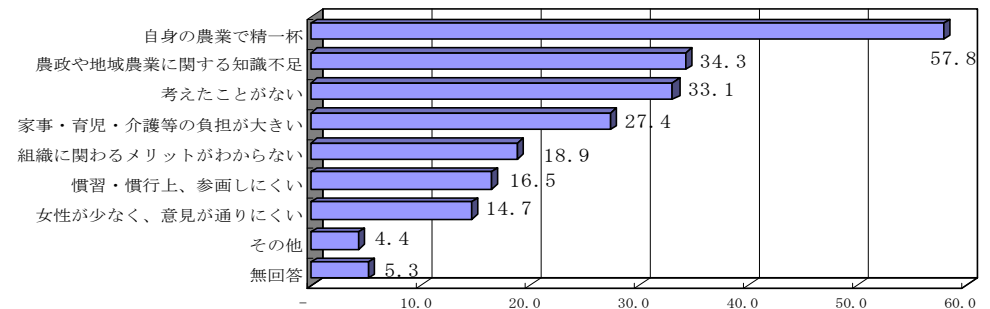


資料：農林水産省経営局人材育成課調べ(平成20年12月)

注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

### 方針決定の場へ参画したくない等の理由

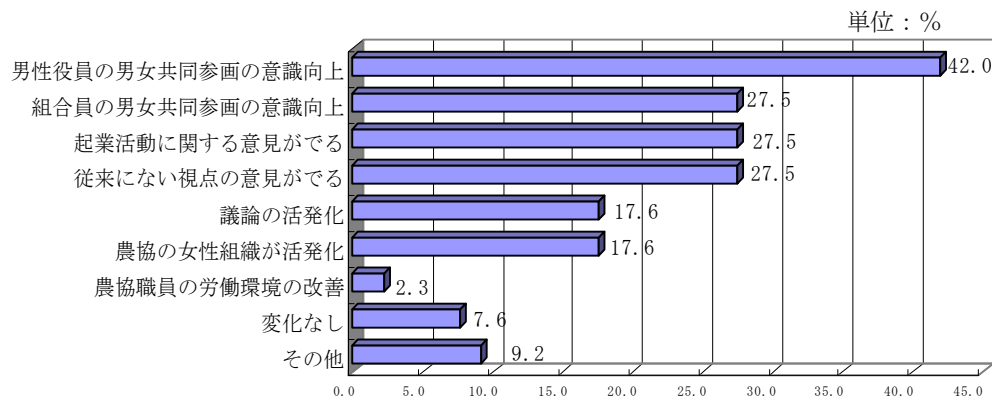
単位：%



資料：農林水産省「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査一農家における男女共同参画に関する意向調査一」

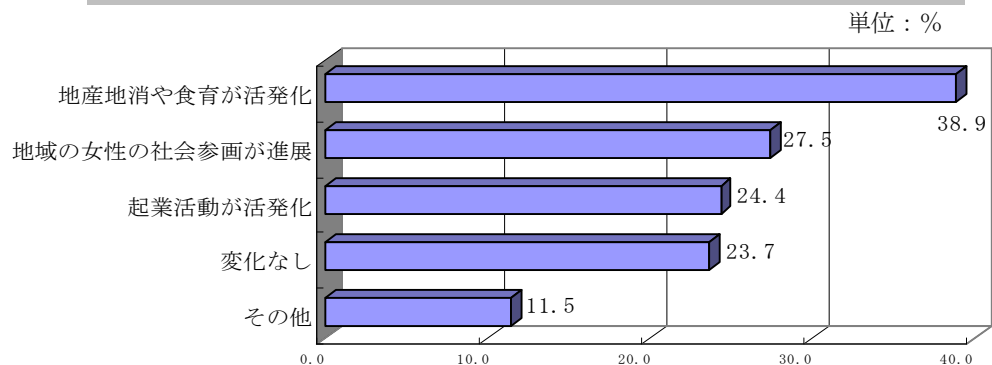
- J Aにおいて女性役員が登用されたことにより、農業分野や地域生活分野での男女共同参画が促進される等の変化が見られる。
- 農業者団体等では、女性の登用を進めるため目標を掲げて推進している。

### J A女性役員の出現による農業分野の変化（複数回答）



資料：農林水産省経営局人材育成課調べ(平成20年12月)  
注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

### J A女性役員の出現による地域生活分野の変化（複数回答）



資料：農林水産省経営局人材育成課調べ(平成20年12月)  
注：農協の女性役員等に対するアンケート調査

### 農業者団体等における女性の登用推進状況

#### ○ J A 全中

女性組織、青年組織の活性化とJA運営への参画促進（女性のJA運営参画目標「正組合員の25%以上、総代の10%以上、理事等は2名以上」）等を決議（第25回 J A 全国大会（平成21年10月））

J A役員総数 21,331人 / うち女性 525人 (2.5%)  
集計組合数 818  
資料：平成19事業年度 総合農協統計表

#### ○ 全国農業会議所

意欲的な女性農業者等の選挙委員への立候補促進、選任委員への登用の促進するため、平成20年度全国農業委員会会長大会（平成20年5月31日開催）において「1農業委員会当たり複数の選出を目指す」ことを特別決議。

農業委員総数 37,456人 / うち女性 1,739人 (4.6%)

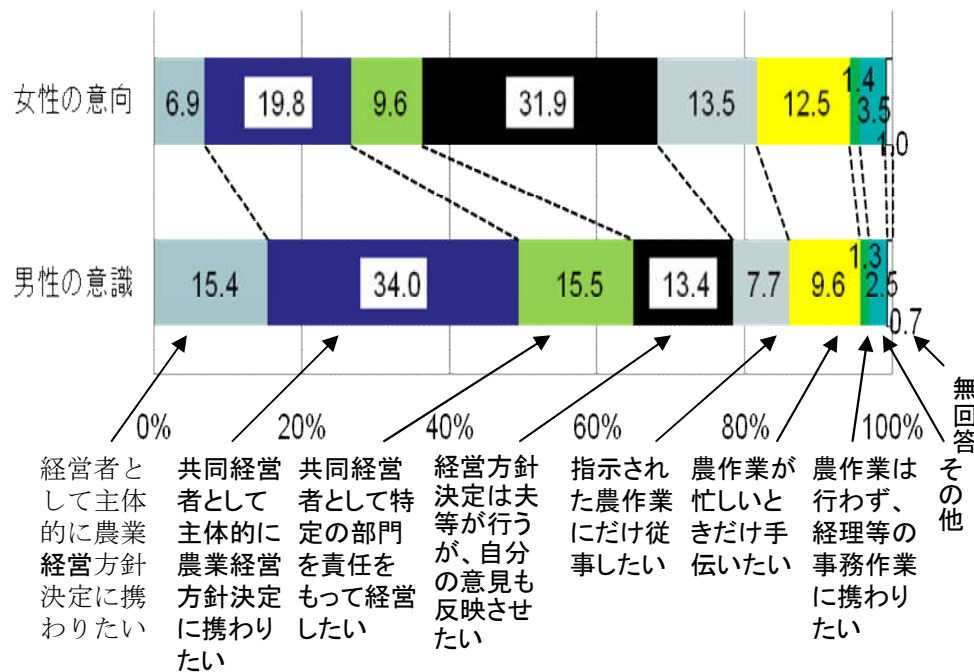
農業委員会数 1,793  
/ うち女性のいる農業委員会数 902 (50.3%)

資料：農業委員会及び都道府県農業会議実態調査  
(H20.10.1現在)

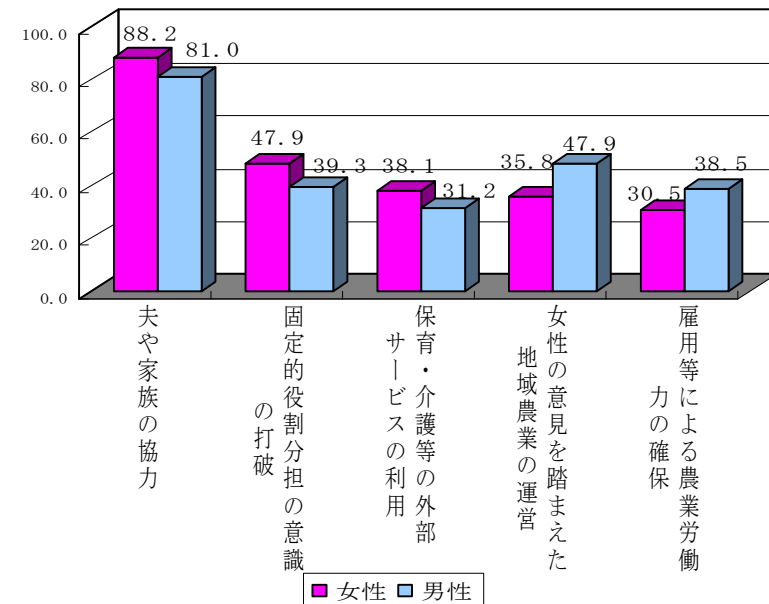
### 3 女性の農業経営参画の状況、生活・労働環境

- 女性農業者の7割が農業経営において自分の意見を反映したいと思っており、男性の多くも積極的な参画を期待している。
- 一方で、バランスのとれた仕事や地域活動、家庭生活を実現するためには、固定的役割分担の意識を打破する必要があると考える女性が5割弱を占め、依然として地域の意識の変革が必要である。

女性の農業経営への関わり方に関する意向



バランスのとれた仕事や地域活動、家庭生活を実現するために必要なこと（複数回答・上位5項目）



資料：農林水産省 「平成20年度食料・農林水産業、農山漁村に関する意向調査－農家における男女共同参画に関する意向調査－」

## 5. 農業関係組織における女性登用の現状等について(九州管内データ)

### (1) 農山漁村における女性の参画目標の設定状況

各県の農山漁村における男女のパートナーシップに関する主要指標・目標

	設定年度	目標年度	JA役員 (目標)	農業委員 (目標)	審議会等 委員(目標)	女性起業活動 数(目標) (グループ、個人)	家族経営協 定(目標) (件数)	女性認定農 業者(目標)	備 考
福岡県	H18	H22	各JA 2人以上	15%	42%	250	2,350	200人	共同申請を含む認定農業者を2.7%へ
佐賀県	H12	H22	理事総数 の30%	各農委 2人以上	県 30% 市町村 20%	235	1,600	300人	H16年度に一部改正
長崎県	H17	H22	各JA 2人以上	10%	30%	58	1,700	350人	女性起業活動数については売上高3,000万円以上の起業数とする
熊本県	H18	H22	22人 (各合併JA 2名以上)	女性の割合 10% 複数在籍する市町村の 割合 100%	40%	グループ210	2,750	1,000人	平成18年10月に熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅡ～ステップアッププラン～として新たに策定
大分県	H15	H22	13%	10%	30%	400	1,500	-	家族経営協定の目標は認定農業者の30%
宮崎県	H13	H23	各JA登用 を図る	各農委複数 人	50%	150	2,400	-	
鹿児島県	H17	H22	24人以上	10%	39.1% (99人)	年間販売総額 2,325百万円	1,600	600人	

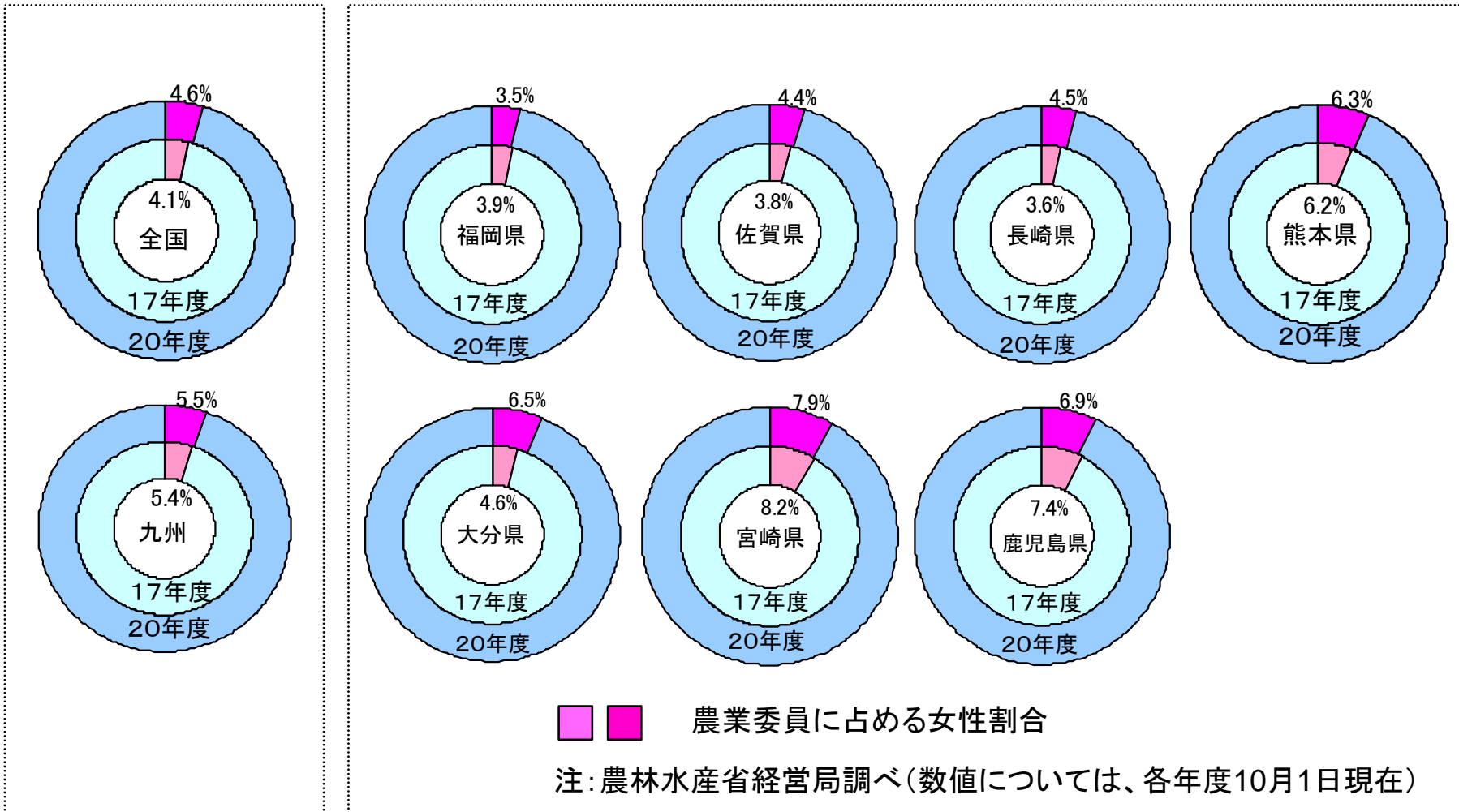
資料：(社)農山漁村女性・生活活動支援協会調べ(平成21年9月調査)

### 各県の市町村における女性の参画目標の設定状況

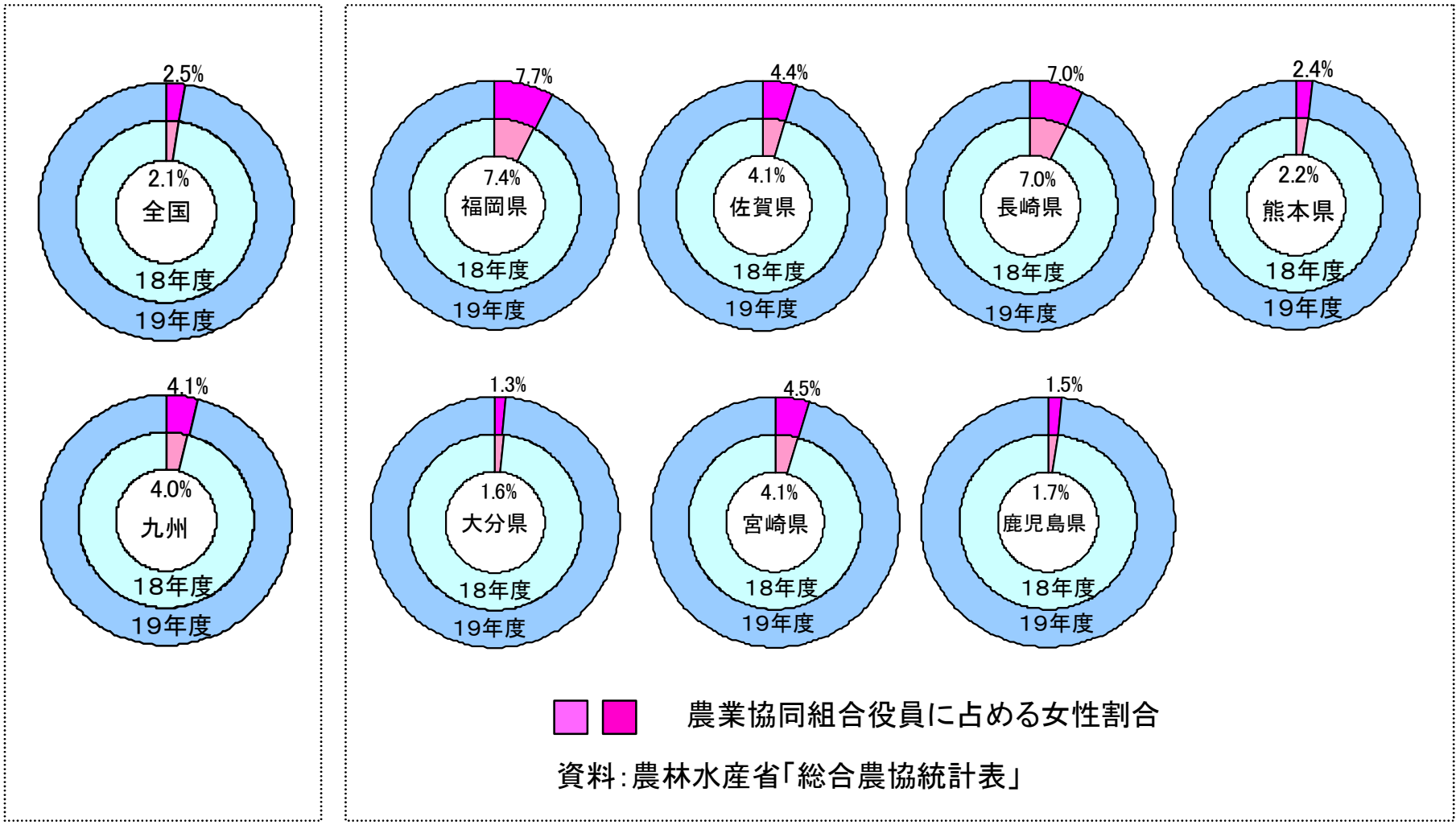
	19年度（20.3.31日現在）			18年度（19.3.31日現在）		
	全市町村数	目標設定済み		全市町村数	目標設定済み	
		市町村数	設定率		市町村数	設定率
全 国	1,815	582	32.1%	1,829	521	28.5%
九 州	251	81	32.3%	257	83	32.3%
福 岡 県	66	26	39.4%	66	16	24.2%
佐 賀 県	20	8	40.0%	23	7	30.4%
長 崎 県	23	7	30.4%	23	9	39.1%
熊 本 県	48	13	27.1%	48	14	29.2%
大 分 県	18	6	33.3%	18	6	33.3%
宮 崎 県	30	11	36.7%	30	17	56.7%
鹿 児 島 県	46	10	21.7%	49	14	28.6%

資料：農林水産省調べ（農林水産業・農山漁村における男女共同参画に関する目標の設定状況調査）

## (2) 農業委員に占める女性の割合

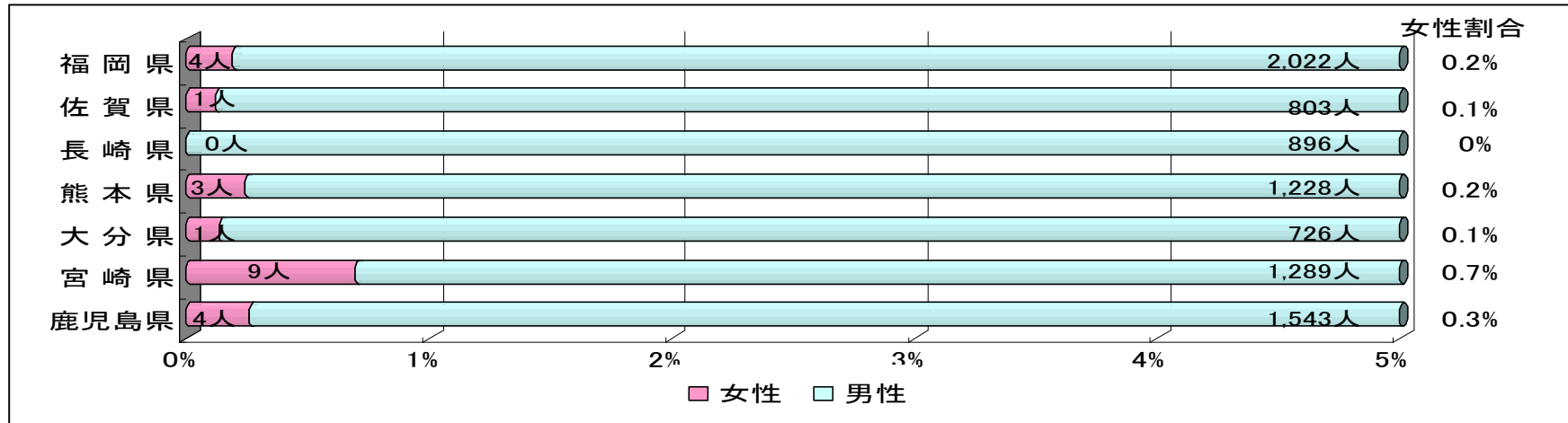


### (3) 農業協同組合役員に占める女性の割合

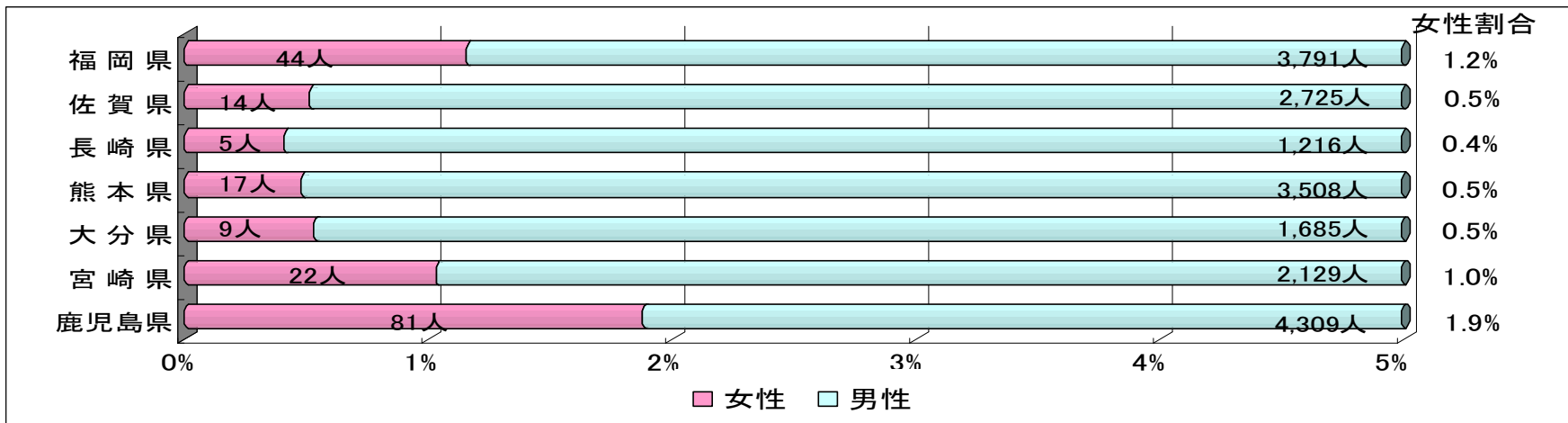


## (4) 土地改良区等役員に占める女性の割合

### 土地改良区の理事に占める女性の割合



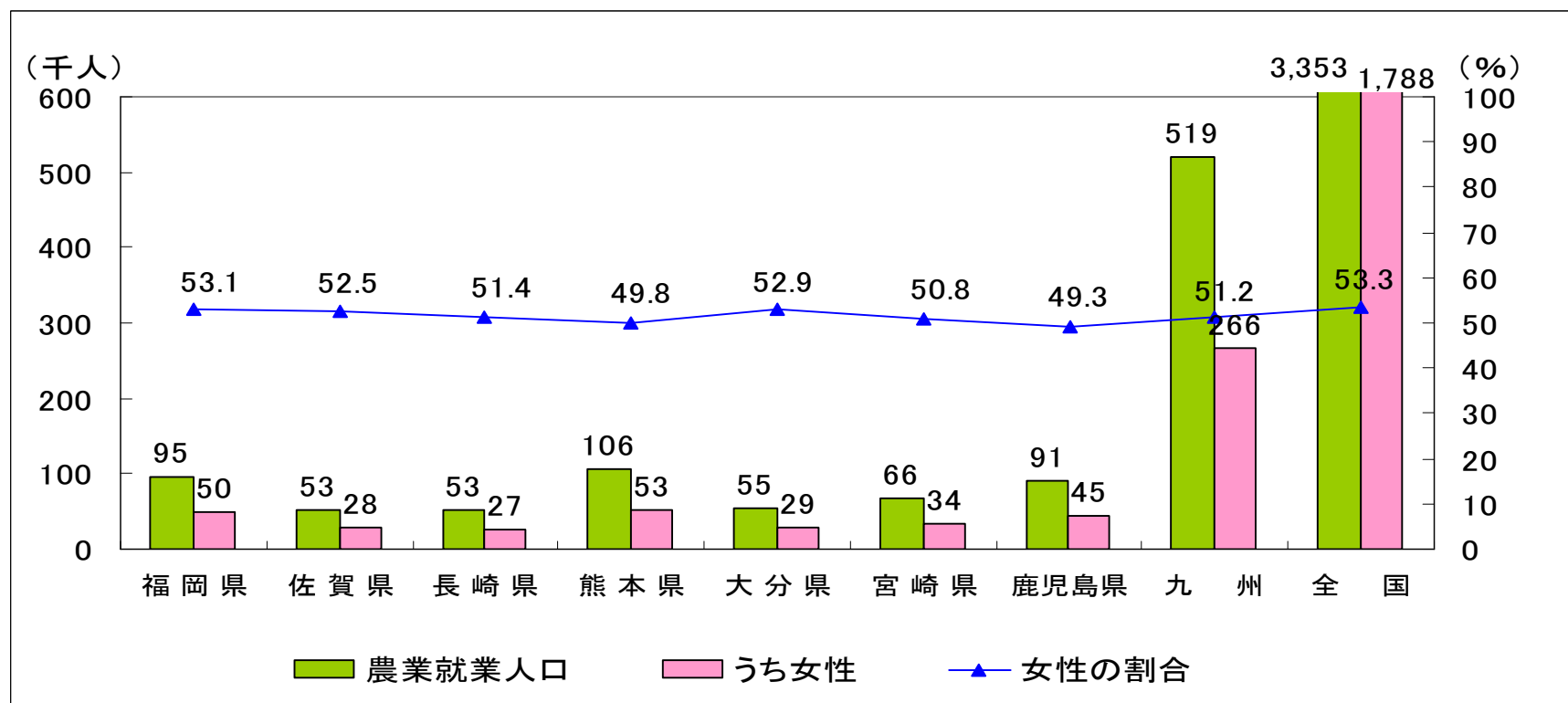
### 土地改良区の総代に占める女性の割合



資料:全土連「平成17年度土地改良区運営実態調査」  
農村振興局土地改良企画課「土地改良区設立状況等調査」(土地改良区地区数のみ)

## <参考> 九州における女性農業者関係データ

### (1) 農業就業人口に占める女性の割合



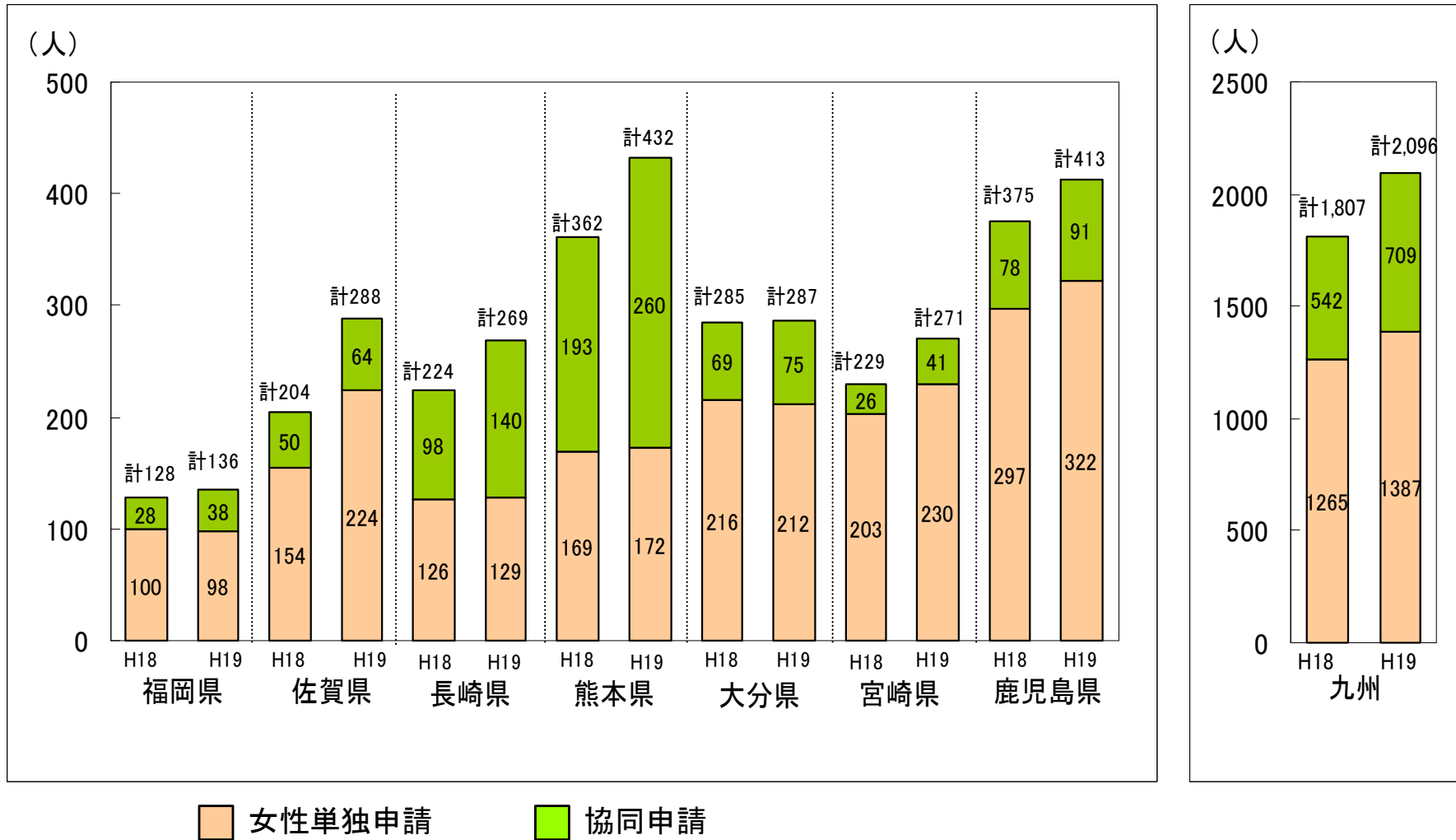
資料:「2005年農林業センサス」

注1)「農業従事者」とは、15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

2)「農業就業人口」とは、自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

3)「基幹的農業従事者」とは、農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

## (2) 女性認定農業者数

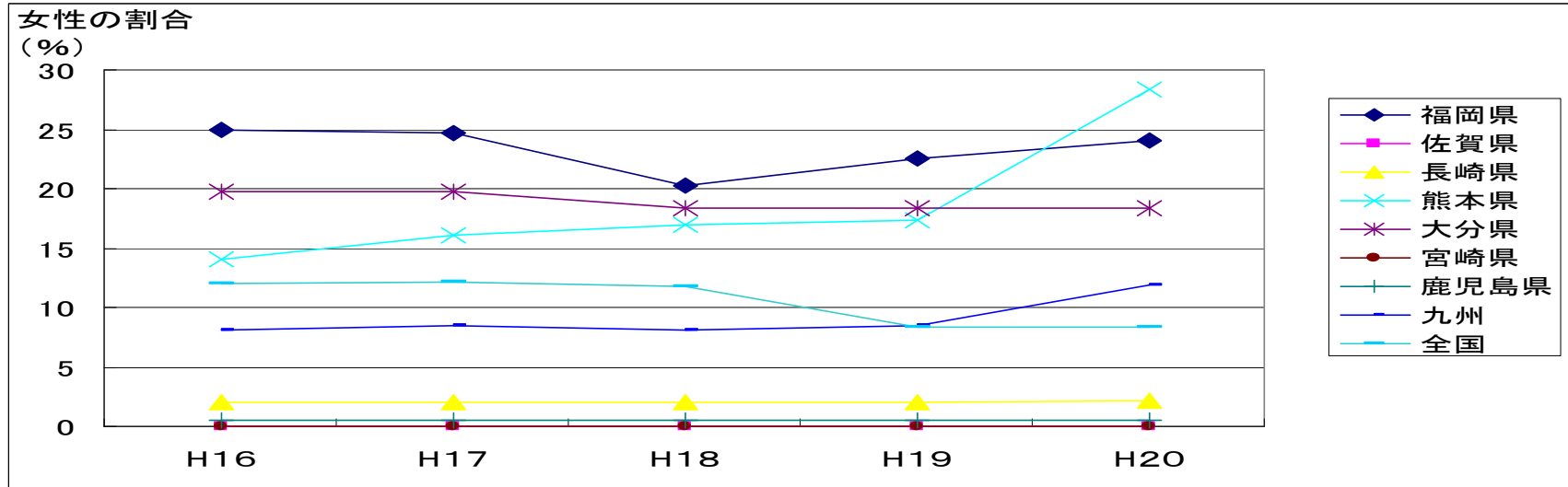


資料: 農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」

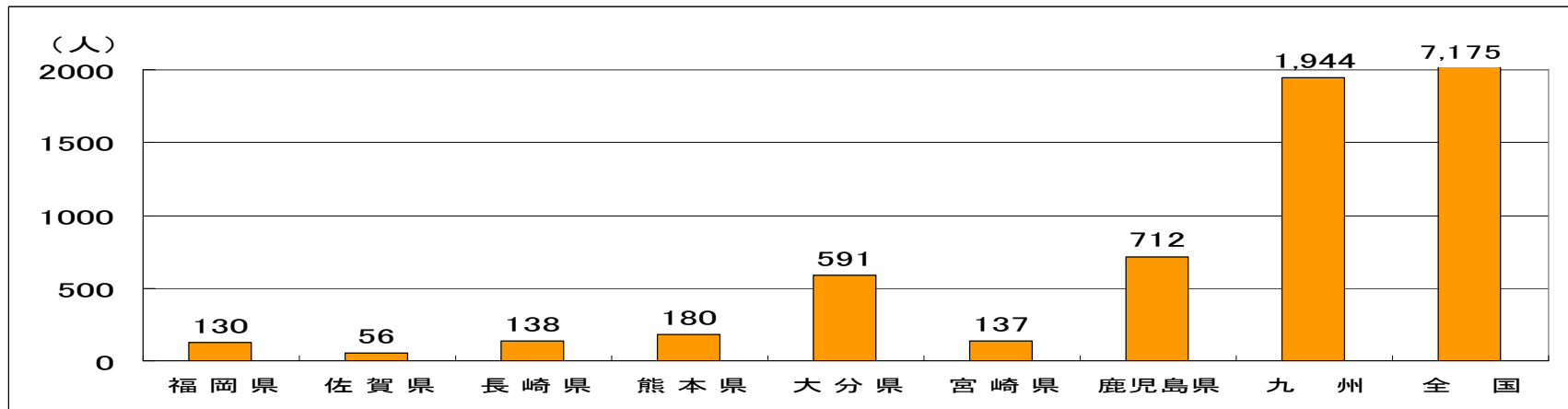
注: 認定農業者については、法人及び複数世代による共同申請を除く。

### (3) 女性農業士等

指導農業士に占める女性の割合



平成20年度女性農業士・生活改善士等の数



資料: 何れも農林水産省調べ(組織運営調査)

<1>

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「社会的性別の視点」とは、「社会的性別」が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするものである。

このように、「社会的性別の視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

<2>

「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、国民が求める男女共同参画社会とは異なる。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識である。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女共同参画の趣旨から導き出されるものではない。

## 6. おわりに

経営支援課は、協同農業普及事業、農業金融、就農支援や人材育成等を担当しております。土地改良区等の皆様とは直接的にはあまり馴染みのない部局でありますので、実態に照らして説明不足の点もあったかと存じますが、いかがでしたでしょうか。

農業に従事する女性の意識は全般的に向上してきており、農業委員会や農業協同組合等における意思決定過程への女性の参画率は少しずつ上昇しておりますが、依然として低い水準であり、様々な要因により、基本計画にうたわれている、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待」という目標の達成に向けては、厳しい状況にあるのが実態といえます。

組織のあり方は様々であり、それぞれが必ずクリアできるということにはならないと考えられますが、国の施策として取り組んでいるなか、男女共同参画社会の実現に向けては、今後10年の取組が大変重要な意味を持つてくるということをご理解をいただくとともに、土地改良区等におきましても女性の登用が進みますよう、皆様のご協力をお願いする次第でございます。

なお、情報提供のご要望等がありましたら、経営支援課女性・高齢者係（内線4274）までご連絡下さい。

ご静聴有り難うございました。